ボイラーの届出について

一定規模以上のボイラーは、大気汚染防止法で規制されており、届出が必要です。

【届出チェックフロー】

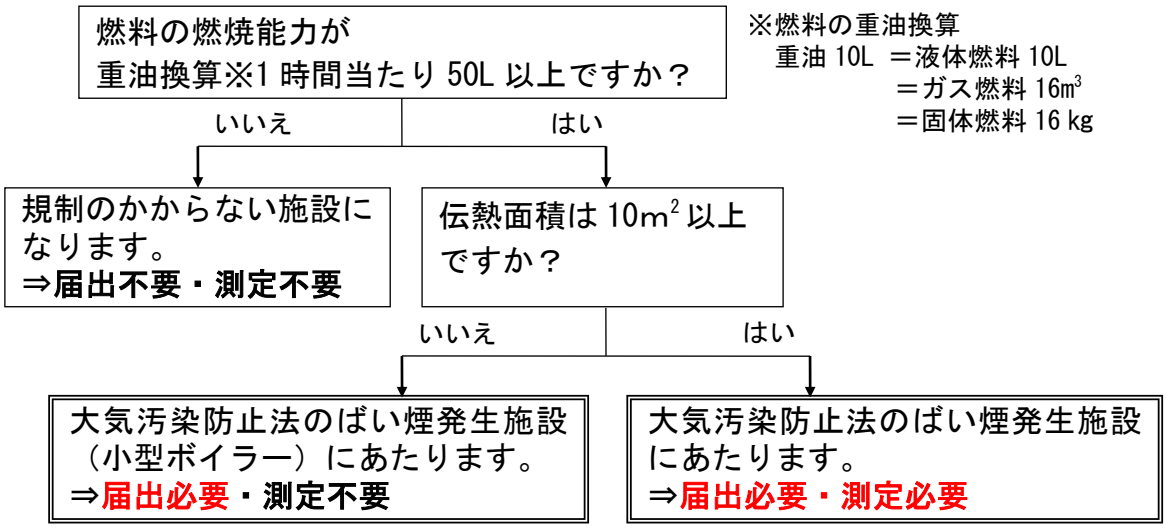

上記チェックフローに従い届出が必要なボイラーに該当した場合は、大気汚染防止法第６条に基づき届出が必要です。設置工事開始日の６０日前までに下記の書類を添付し、松山市環境指導課（℡：948-6442）へ２部提出して下さい。なお、届出様式は、松山市環境部環境指導課ホームページ（http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kankyok/）の申請書一覧よりダウンロードできます。

なお、測定不要となっている規模のボイラーについては、大気汚染防止法施行規則で「当分の間、測定が不要」とされています。

【添付書類】

① ばい煙の排出の方法
② ばい煙発生施設及びばい煙処理施設（煙突を含む）の設置場所
③ ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
④ ばい煙発生施設の主要寸法を記入した構造図
⑤ ばい煙処理施設（煙突を含む）の主要寸法を記入した構造概要図
⑥ 湿式のばい煙処理施設を設けている場合は、ばい煙発生施設からの排水の処理のフローシート
⑦ 煙道中の排出ガスの測定箇所
⑧ 付近の見取図　⑨ 燃料の成分表　⑩ ばい煙計算書
⑪ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法